

川内港海外展開支援補助金交付要綱

(令和6年薩摩川内市貿易振興協会規定第3号)

(目的)

第1条 この要綱は、事業者（個人経営者を含む。）が海外における見本市、展示会、海外フェア等（以下「見本市等」という。）に参加する経費及び市内産品の輸出に係る事前調査（以下「事前調査」という。）を実施する経費を補助することにより、市内産品の販路拡大による川内港の貿易促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 川内港海外展開支援補助金は、川内港を利用し市内産品の販路拡大による海外展開を図ろうとする事業者に交付するものとする。

(補助対象となる見本市等)

第3条 補助対象となる見本市等は、次の各号のいずれかに掲げる団体及び企業が開催するものをいう。

- (1) 日本貿易振興機構（ジェトロ）等の各省庁が所管する外郭団体
- (2) 鹿児島県貿易協会、鹿児島県特産品協会等の鹿児島県が所管する外郭団体
- (3) 薩摩川内市、薩摩国広域輸出促進協議会等の外郭団体
- (4) 川内商工会議所、薩摩川内市商工会
- (5) 鹿児島県内に本店を置く金融機関
- (6) 民間企業等が開催する見本市及び展示会等で、概ね10社以上が出展するもの。

(補助対象となる事前調査)

第4条 補助対象となる事前調査は、次の各号のいずれかに掲げる調査とする。

- (1) 輸出先となる国・地域の消費動向に関する調査
- (2) 販売ルートに関する調査
- (3) その他輸出条件に関する調査

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、国、県、市、その他の補助制度により補助を受ける場合は、補助金を控除した経費を補助対象経費とする。

- (1) 参加料、渡航費、宿泊費、搬送経費、検査料、通訳料、相談料
- (2) 出展用パンフレット等の制作経費
- (3) その他会長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とし、1補助対象者1年度当たり20万円とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、予め川内港海外展開支援補助金事業計画書（別記第1号様式。以下「計画書（実績書）」という。）を会長へ提出し事前の相談を行うものとする。

2 計画書は、前条の補助対象期間までに第11条の実績報告書の提出が出来る計画とする。

3 計画書が審査において補助対象と認められた場合、申請者は、川内港海外展開支援補助金交付（変更）申請書（別記第2号様式。以下「申請書（実績書）」という。）に計画書を添付し会長に提出するものとする。

4 補助金の交付申請は、補助金の限度額の範囲内において、複数回行うことができるものとする。

(交付決定)

第9条 会長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、川内港海外展開支援補助金交付（変更）決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(不交付決定)

第10条 会長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不相当と認めるときは、川内港海外展開支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 事業完了後は、速やかに川内港海外展開支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に申請書（実績書）及び川内港海外展開支援補助金事業成果報告書（別記第6号様式）を添付し会長に提出するものとする。

(補助額の確定及び支払い)

第12条 会長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 補助額の確定後、1カ月以内に申請書に記載の口座へ振り込むものとする。

(補助金の返還)

第13条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反しているとき、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(他の補助金との併用)

第14条 本補助金は、薩摩川内市貿易振興協会が実施する他の補助金との併用はできないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。